

令和5年12月 富山市議会定例会議案

(追加提出分)

# 目 次

議案第154号	富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件……………	1頁
---------	-----------------------------	----

議案第 1 5 4 号

富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市手数料条例の一部を改正する条例

富山市手数料条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 0 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 標準事務に係る手数料の表 2 の部中「並びに第 1 2 0 条第 1 項」を「、第 1 2 0 条第 1 項、第 1 2 0 条の 2 第 1 項、第 1 2 0 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに第 1 2 0 条の 6 第 1 項」に改め、同部 1 の項中「第 1 2 0 条第 1 項」の次に「及び第 1 2 0 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同部 6 の項中「事務」の次に「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類 1 件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件」に改め、同項を同部 8 の項とし、同部 5 の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同部 7 の項とし、同部 4 の項を同部 5 の項とし、同項の次に次のように加える。

6 戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 7 0 0 円
---	-------------------------------

報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

別表1標準事務に係る手数料の表2の部3の項中「第120条第1項」の次に「及び第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同部4の項とし、同部2の項の次に次のように加える。

<p>3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に定めるものに限る。以下この項において同じ</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>
--	-------------------------------------

。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。